Wealth & Asset Management
EY Viewpoints | Summer 2020

ウェルス&アセットマネジメント
EY ビューポイント | 2020年夏号

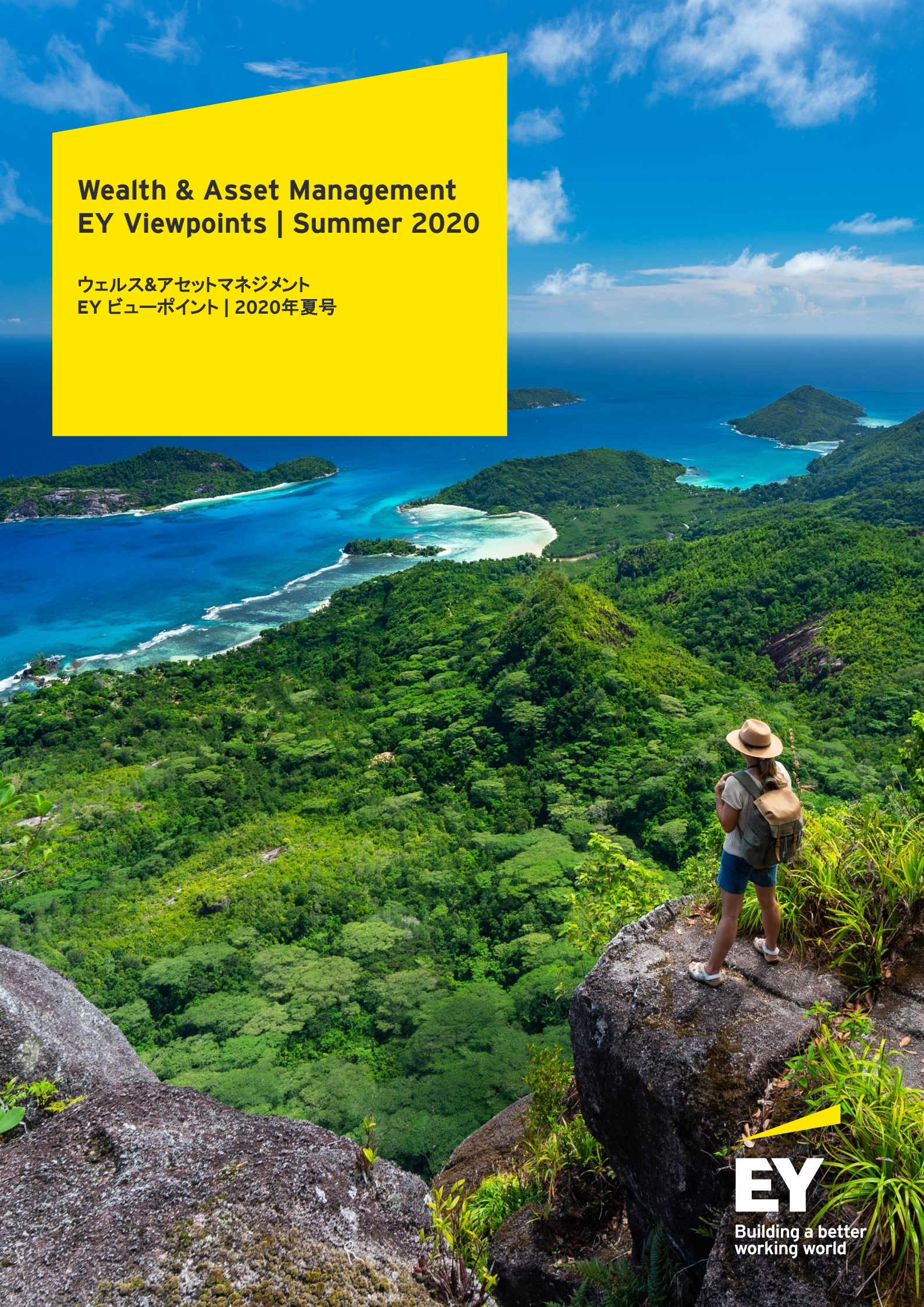

EY
Building a better working world

クライアントの皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints（2020年夏号）」は、ウェルス&アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまの御関心のありそうな内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2020年8月

EY新日本有限責任監査法人
ウェルス&アセットマネジメント
セクター長　岩部 俊夫

Contents

- **制度動向トピック** 3

  金融規制（日本・国際）
  監査
  会計
  税制
  その他

- **金融規制（日本）** 9

  【金融庁】
  「資産運用業高度化プログレスレポート2020」を公表

  【金融庁】
  『「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況（令和2年3月末時点）』を公表

- **会計** 18

  【投資信託協会】
  『「基準価額算出に係る実務者検討報告書」に係る一者計算の実施報告書』を公表

制度動向トピック

金融規制（日本）

金融庁：『「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況（令和2年3月末時点）』を公表

金融庁は2020年5月28日、『「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況（令和2年3月末時点）』を公表しました。

「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」という。）の公表から3年間（2020年3月まで）で「原則」を採択し取組方針を公表した金融事業者は1,925社（2019年3月末比306社増加）でした。うち990社（同477社増加）が「自主的なKPI」を、380社（同256社増加）が「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」を公表しています。

（詳細は、15ページをご参照ください）

金融規制（日本）

金融庁：「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（令和2年度）」を更新

金融庁は2020年5月29日、2020年3月に公表していた「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（令和2年度）」を更新しました。

審査対象となる「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に関する開示内容には、「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」等における新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示も含まれるとしています。

また、上記に加え、企業会計基準委員会から議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が公表されたこと（2020年4月10日公表、同年5月11日追補版公表）を踏まえ、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する「追加情報」の開示についても、本年度の有価証券報告書レビューの対象に含めて審査することが明記されました。

金融規制（日本）

金融庁：「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A－投資家が期待する好開示のポイント－」を公表

金融庁は2020年5月29日、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A－投資家が期待する好開示のポイント－」を公表しました。

本Q&Aは、「記述情報の開示の好事例集」（令和元年12月20日最終更新）のための勉強会に参加している投資家・アナリストの意見を踏まえ、有価証券報告書の記述情報における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する開示について、投資家等が期待する好開示のポイントをQ&Aとして公表したものです。

なお、本Q&Aは、プリンシプルベースのガイダンスである「記述情報の開示に関する原則」（2019年3月19日公表）に沿ったものであり、新型コロナウイルス感染症の影響について、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すことを目的として作成しており、新たな開示事項を加えるものではないとしています。

金融規制（日本）

金融庁：「LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応について」を更新

金融庁は2020年6月1日、「LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応について」を更新しました。

金融庁は、日本銀行と合同で、主要な金融機関の経営トップに対し、LIBOR公表停止に向けた対応の促進及び対応状況の確認を目的として、いわゆる「Dear CEOレター」を発出しました。本レターは、一部の金融機関に対して発出したものですが、本レターを受け取っていない金融機関に対しても、本レターの内容を踏まえながら対応状況を確認していくとしています。

また、金融庁は2020年6月9日にも「LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応について」を更新しており、バーゼル銀行監督委員会が6月5日に公表した「バーゼル枠組みへのよくある質問（FAQ）」を掲載しています。

金融庁としては、日本銀行をはじめとした関係機関とも連携の上、金融機関、事業法人及び機関投資家に、LIBOR公表停止に備えた対応の必要性についての関連資料を順次掲載するとともに、LIBORからの円滑な移行を図るため、市場全体の取組みを支援していくとしています。

金融規制（日本）

金融庁：「金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表

金融庁は2020年6月4日、「金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表しました。

本改正は、2018年2月に公表された証券監督者国際機構（IOSCO）による、オープンエンド型集団投資スキームの流動性リスク管理改善のための提言を受け、投資運用業者における、オープンエンド型公募投資信託の流動性リスク管理についての行為規制を整備するものです。

本件の内閣府令は同日付で公布され、2022年1月1日に施行されます。ただし、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第271条第1項第6号の改正規定は、公布の日から施行されています。

金融規制（日本）

金融庁：「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」第1回、第2回議事次第及び「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の設置について」を公表

金融庁は「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」について、2020年6月9日に第1回議事次第を、2020年6月22日に第2回議事次第を公表しました。

さらに2020年6月25日、『「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の設置について』を公表しました。

金融業界の各種手続の電子化状況について調査するとともに、電子化されていない手続については、どのような課題が存在するのか特定するとともに、電子化されていない手続のうち、優先的に解決すべきものについては、対応方針を講じることを目的としています。

金融規制（日本）

金融庁：「資産運用業高度化プログレスレポート2020」を公表

金融庁は2020年6月19日、「資産運用業高度化プログレスレポート2020」を公表しました。

本レポートでは、資産運用業の現状を踏まえつつ、海外の資産運用会社のヒアリングや国内資産運用会社等との対話等を通じて判明した、課題や今後の対応等が取りまとめられています。

（詳細は、9ページをご参照ください）

金融規制（日本）

金融庁：「アジア地域ファンドパスポート第8回合同委員会バーチャル会合に係るプレスリリース」を公表

金融庁は2020年6月25日、「アジア地域ファンドパスポート第8回合同委員会バーチャル会合に係るプレスリリース」を公表しました。

第8回合同委員会は、本年5月28日にバーチャル形式にて行われ、今回の会合では、パスポート参加国である日本を含めた5カ国（日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、タイ）が参加しました。

パスポートの進捗（しんちょく）状況としては、韓国が、金融投資サービス・資本市場法及びパスポートの実施に必要なその他関連規則の改正を完了し、ニュージーランド金融市場庁が、パスポートの下でパスポートファンドとしての登録を目指す初めての申請者と協働している状況です。

制度動向トピック

金融規制（日本）

金融庁：「IT・サイバーセキュリティの取組みに関するレポート」を公表

金融庁は2020年6月30日、「IT・サイバーセキュリティの取組みに関するレポート」を公表しました。

金融庁では、金融機関のITガバナンスの発揮やサイバーセキュリティ強化に向け取組みを進めているところであり、今般、昨今事務年度の取組みについて、以下のとおりレポートとして取りまとめたものです。

1. 「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」及び「金融機関のITガバナンスに関する実態把握結果（事例集）【令和2年6月版】」
2. 「金融分野のサイバーセキュリティレポート」
3. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」

金融規制（国際）

ESMA：「2019年次報告書」及び「2020年次作業計画」を公表

欧州証券市場局（ESMA）は2020年6月15日、投資家保護の強化及びEUにおける安定した秩序ある金融市場の促進の観点からレビューした2019年の年次報告書を公表しました。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の発生の中で、コロナ危機への対応に焦点を当て、市場が安定し、投資家が保護されるようにするために規制措置を講じた2020年の年次作業計画の改訂版を公表しました。

年次報告書は、ESMAの2019年の優先事項に対して、監督統合、リスクの評価、単一のルールブック、直接監督等の観点の達成状況について記載をしています。

年次作業計画の改訂版は、6月10日のESMAの監督委員会において承認され、新型コロナウイルス感染症の危機への取組みを反映した2020年における優先事項に対して、新たなマンデート、監督統合、リスクの評価、単一のルールブック、直接監督等の観点から記載されています。

金融規制（国際）

ESMA：UCITSとAIFの管理コストのコンバージェンスを促進

ESMAは2020年6月4日、UCITSとAIFの投資事業に対するNCAs*の監督に係るブリーフィングを発表しました。

当該ブリーフィングは投資家に不当なコストが請求されることを防ぐことが目的であり、NCAsのUCITS、AIFMDに基づく関連コストの監督方法及びマネージャーの義務に焦点を当てています。

ESMAが2019年1月に発表した個人投資商品のコストとパフォーマンスに関する最初の年次統計レポートでは、投資家の最終的な収益に対するコストの大きな影響が示されました。このレポートの発行に続き、ESMAはNCAsとともにUCITS、AIFMDに基づくコスト関連の規定の監督に対するさまざまな国内アプローチを評価しました。

当該評価結果を基に、ESMAは規制上の裁定取引のリスクを低減し、EU全体で投資家保護のレベルを等しくするために、NCAsに向けてこのブリーフィングを作成しました。

* NCAs: National Competent Authorities

監 査

日本公認会計士協会：業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」を公表

日本公認会計士協会（業種別委員会）は2020年6月19日、業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」（以下「本実務指針」という。）を公表しました。

投資信託及び投資法人に関しては、業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」（以下「実務指針第14号」という。）が公表されていましたが、近年、投資信託と投資法人の監査上の留意事項について、法制度や実務の違いなどを背景として異なる部分が増加してきている状況を踏まえ、両者が分割され、本実務指針と業種別委員会実務指針第65号「投資法人おける監査上の取扱い」として取りまとめられました。なお、実務指針第14号は、新たな実務指針の公表に合わせ2020年6月4日をもって廃止されています。

本実務指針は、従来の実務指針第14号のうち投資信託に関する内容を基礎としつつ、2019年7月4日に公表された企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を踏まえ、投資信託の監査において留意すべき点を新たに追加するとともに、2020年3月17日付けで、監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」が改正されたことを受け、中間監査報告書の文例について所要の見直しが行われたものです。

本実務指針は2020年6月4日から適用されますが、中間監査報告書の文例については、2020年9月30日以降終了する中間計算期間にかかる中間監査から適用となります。なお、中間監査報告書の文例について、本実務指針の適用を開始するまでの期間においては実務指針第14号によることとなります。

会 計

投資信託協会：『「基準価額算出に係る実務者検討報告書」に係る一者計算の実施報告書』を公表

投資信託協会は2020年7月16日、『「基準価額算出に係る実務者検討報告書」に係る一者計算の実施報告書』を公表しました。

投資信託協会では、2018年12月に「基準価額算出に係る実務者検討委員会」を設置し、一者による基準価額算出を採用する場合における基準価額の正確性及び計算プロセスの公正性を確保するための方策及び態勢の構築等について、実務面からの検討が行われてきました。

本委員会の検討後、2019年9月19日に「基準価額算出に係る実務者検討委員会報告書」を公表し、同報告書では、『本報告書の公表後、一者による基準価額の算出態勢構築に向け、提示した事例に沿った実務上の協議を一定期間実施します。本委員会は、その協議内容の公表を通じて、実務プロセスの報告を行う考えである。』としていました。

本報告書はこれに基づき、本委員会の一部の委託会社・受託銀行が、委員会報告書に提示した事例に沿った一部の商品カテゴリーを特定した導入や、基準価額のみの照合を行いながら実務上の協議を一定期間実施し、報告書としてとりまとめたものです。

（詳細は、18ページをご参照ください）

制度動向トピック

税 制

国税庁:「グループ通算制度に関するQ&A」を公表

国税庁は2020年6月3日、「グループ通算制度に関するQ&A」を公表しました。

令和2年度税制改正において、連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、企業事務負担の軽減の観点から簡素化等の見直しが行われた結果、原則として、2022年4月1日以後開始事業年度から、グループ通算制度へ移行されることとなりました。

これを受けて、「グループ通算制度に関するQ&A」において、グループ通算制度に係る疑問点について、税務上の取扱い等が取りまとめられています。

税 制

国税庁:「電子帳簿保存法Q&A(一問一答)」を更新

国税庁は2020年6月30日、「電子帳簿保存法一問一答」を更新しました。

令和2年度税制改正による電子帳簿保存制度の見直しに伴い、電子取引を行った場合の電磁的記録の保存要件が緩和されました(発行者側がデータにタイムスタンプを付している場合やユーザー〈受領者〉が自由にデータを改変できないシステム〈クラウド会計・経費精算サービス等を利用している場合が追加〉)。

これを受けて、電子帳簿保存法一問一答について、新たな問答を作成するほか、電子取引に関する問答について新たに別冊を定めるなど、既存の問答の内容についても所要の整備が行われています。

税 制

ドイツ政府:新型コロナウイルス感染症に対応する追加の経済対策を発表

ドイツ政府は2020年6月3日、総額1,300億ユーロの大規模な経済対策について合意しました。

この経済対策には、税制に関連する措置の提案が含まれています。その概要は以下のとおりです。

- 付加価値税(VAT)の税率引き下げ(2020年12月31日まで一時的に19%から16%に引き下げ)
- 欠損金繰戻しの拡大(2020年及び2021年の損失について、欠損金繰戻しの最大額が一時的に100万ユーロから500万ユーロに増加)
- パートナーシップ課税の近代化(パートナーシップレベルでの法人課税が選択可能となる(パートナーシップの「チェック・ザ・ボックス」オプション))

主な内容は、EY税理士法人の以下のサイトをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2020/tax-alerts-0619

GPIF:「第5回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果」を公表

GPIFは2020年5月8日、「第5回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果」を公表しました。

当該アンケートは、GPIFが2016年から、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と、「目的を持った建設的な対話」(エンゲージメント)の実態及び前回アンケート実施以降(1年間)の変化の把握を目的として、上場企業向けに実施しているものです。

アンケート結果からは、統合報告だけでなくTCFDのような新しい情報開示にも企業が取り組み、ESG情報を含む非財務情報の開示の一層の充実と、それを活用する投資家の増加という好循環が起きていることがうかがえるとされています。

金融規制
Financial Regulation Update — 日本

【金融庁】「資産運用業高度化プログレスレポート2020」を公表

概要

金融庁は2020年6月19日、「資産運用業高度化プログレスレポート2020」を公表しました。

レポートにおいて、資産運用業の現状を踏まえつつ、海外の資産運用会社のヒアリングや国内資産運用会社等との対話等を通じて判明した課題や今後の対応等が取りまとめられています。

今回は、現状及び指摘されている（1）ガバナンス、（2）経営体制、（3）目指す姿・強み、（4）業務運営体制等の課題並びに対応の方向性等につき、その要旨を示します。

現状：残高推移

日本の公募投信市場における純資産残高の推移をみると、日銀によるETFの買い入れ分を除けば、この間、株式市場が比較的堅調であったにもかかわらず、横ばいが継続しています。

米国の投信市場の残高と比較すると、日銀によるETFの買い入れ分を入れても20分の1以下の規模にとどまっています。

豊富な家計金融資産が日本経済や世界経済の成長に効果的に活用され、国民がその成長の恩恵を得ることを通じて安定的な資産形成を図るため、資産運用業界に対する期待が高まっています。

A. 日本の公募投信市場の純資産残高推移

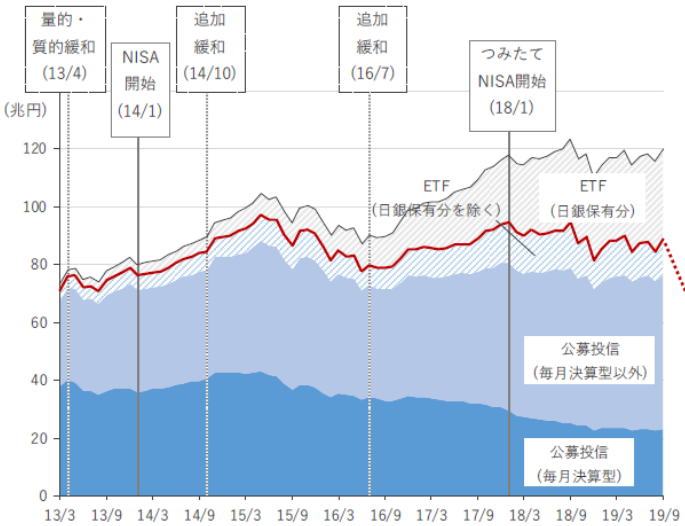

B. 米国公募投信市場の純資産残高推移

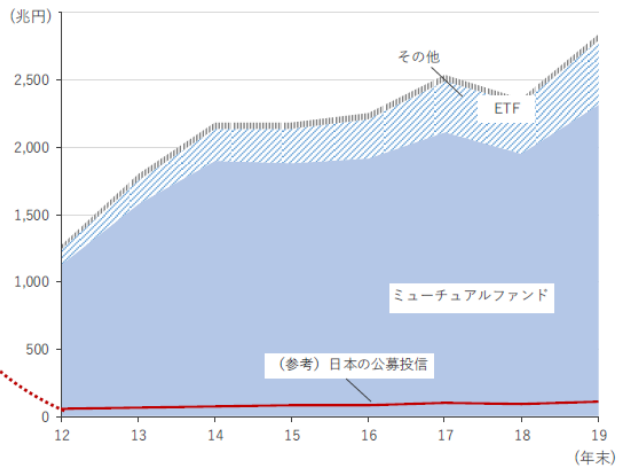

出典）金融庁「資産運用業高度化プログレスレポート2020」16ページ

現状：日本の資産運用業の状況

日本でも、米国ほど極端な資金流入は起きていないものの、パッシブ投信やETFの残高・割合は増加傾向にあります。

この間、パッシブ投信の信託報酬も低下が進行しています。アクティブの信託報酬も足許では低下傾向にありますが、海外物を中心とするファンドオブファンズ投信の増加等により、低下は緩やかになっています。

国際的な競争環境が厳しさを増す中で、日本の資産運用会社も厳しい競争にさらされつつあります。

A. 公募投信の運用手法別の残高推移

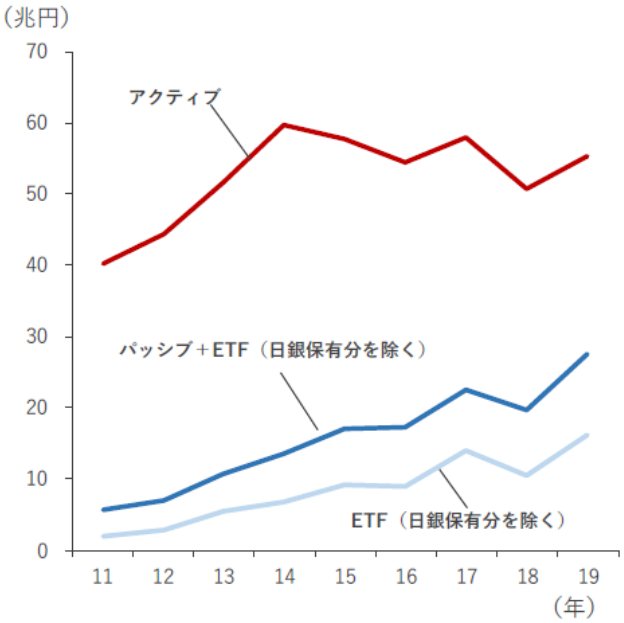

B. 公募投信の運用手法別の信託報酬の推移

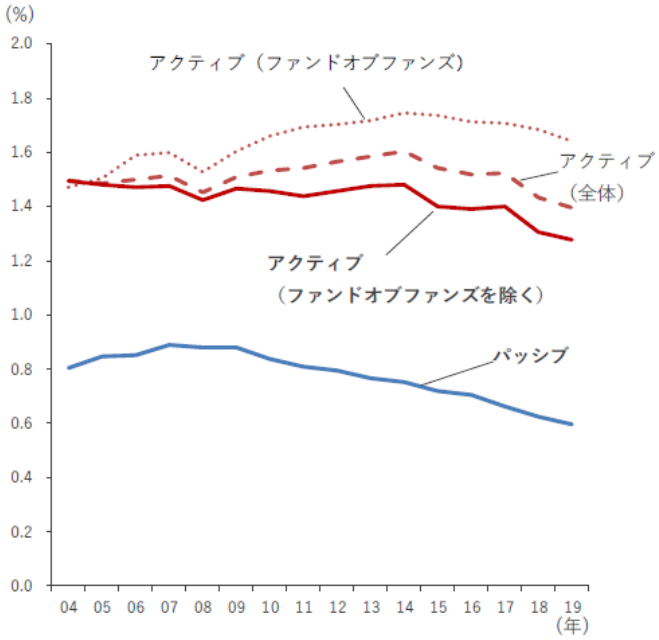

出典）金融庁「資産運用業高度化プログレスレポート2020」7ページ

現状：日本の公募投信の状況～米国投信とのパフォーマンス比較

日本と米国の公募投信について、市場環境や運用規模等が異なるため、単純比較することはできませんが、過去5年平均のシャープレシオや累積リターンからは、米国投信におけるパフォーマンスの絶対水準の高さが見て取れます。

日米両国とも、過去5年平均のシャープレシオや累積リターンは、全ての分類においてアクティブがパッシブを下回っています。両者の差は、米国に比べ日本の方が大きくなっています。

日本の公募投信に関して、資産分類別に過去5年平均のシャープレシオや累積リターンをみると、国内株式のアクティブについては、比較的パッシブに近いパフォーマンスとなっていますが、先進国株式やグローバル株式については、パッシブとの差が大きくなっています。

日本のアクティブ公募投信の平均的なパフォーマンスは信託報酬等のコストに見合っていない可能性があり、顧客の支持が十分に得られず、公募投信において純資産の増加のブレーキになっている可能性があります。

A. 日本籍公募投信のパフォーマンス

分類	5年シャープレシオ平均	5年累積リターン平均（%）	エクスペンスレシオ平均（%）	ファンド数	期初純資産額（億円）
全ファンド（パッシブ）	0.40	22.60	0.44	450	66,366
全ファンド（アクティブ）	0.20	9.70	1.49	3,029	555,260
国内株式（パッシブ）	0.50	40.00	0.49	131	20,670
国内株式（アクティブ）	0.40	30.90	1.57	526	60,686
先進国株式（パッシブ）	0.47	37.00	0.38	63	7,747
先進国株式（アクティブ）	0.23	12.00	1.79	415	76,969
新興国株式（パッシブ）	0.24	15.20	0.54	22	751
新興国株式（アクティブ）	0.20	12.80	1.96	220	24,766
グローバル株式（パッシブ）	0.44	32.60	0.26	2	47
グローバル株式（アクティブ）	0.17	8.20	1.78	34	12,014

B. 米国籍ミューチュアルファンドのパフォーマンス

分類	5年シャープレシオ平均	5年累積リターン平均（%）	エクスペンスレシオ平均（%）	ファンド数	期初純資産額（百万ドル）
全ファンド（パッシブ）	0.71	53.13	0.18	318	2,191,439
全ファンド（アクティブ）	0.67	40.63	0.70	5,690	10,842,714
株式（パッシブ）	0.73	60.97	0.18	202	1,803,657
株式（アクティブ）	0.64	54.54	0.82	2,804	5,662,731

出典）金融庁「資産運用業高度化プログレスレポート2020」9ページ

現状：日本の公募投信の状況～少額投信の影響

足許は減少傾向にあるものの、日本のファンド数は相対的に多い状況です。米国のようにパッシブファンドの巨大化が進んでおらず、ファンド1本あたりの平均純資産残高は伸び悩んでいます。

日本のファンド数を見ると、専売の投信が多く、全体の本数の約3割を占めています。この一因として、新規商品の組成後の一定期間（半年～1年程度）、販売を1社のみに限る商慣行の影響が指摘されています。

販路が限定されることにより、パフォーマンスが良好であっても、資金が十分に流入せず、効率的な運用に必要な運用規模（純資産額）を確保できていない投信の存在が指摘されています。

日米のファンド数の推移と1本あたり残高

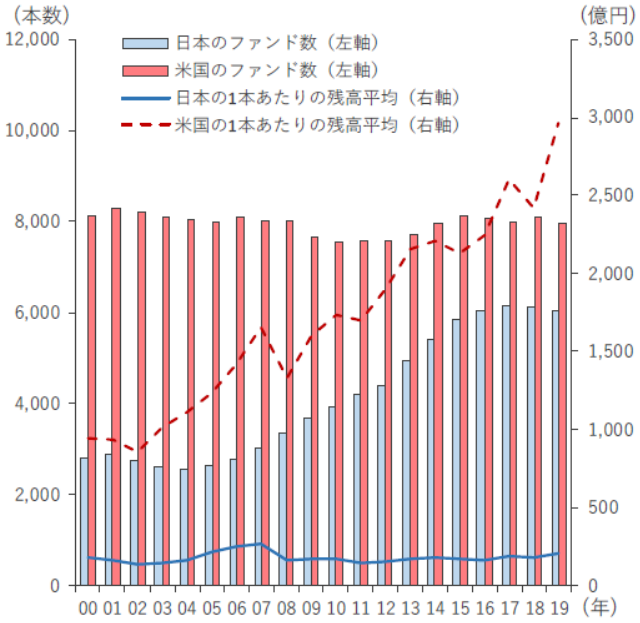

投信の販売社数と本数

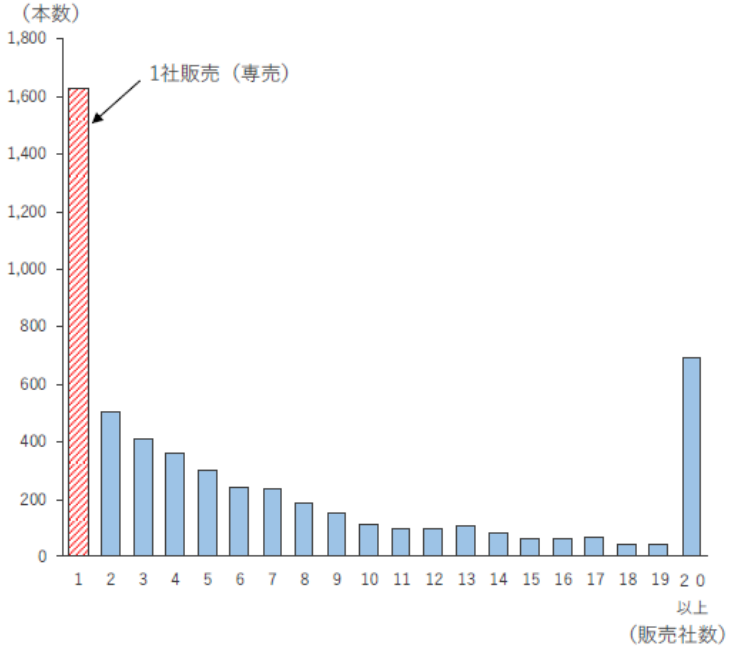

投信の販売社数と平均純資産額

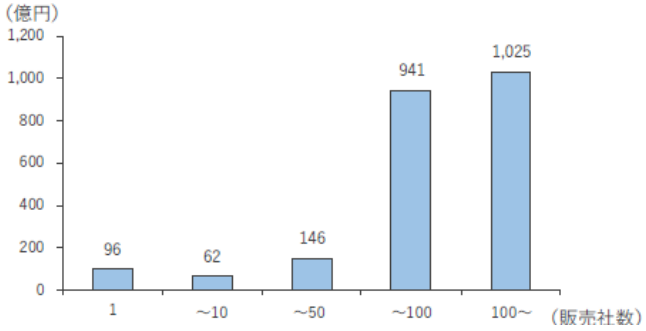

出典）金融庁「資産運用業高度化プログレスレポート2020」14、15ページ

課題

ガバナンス	▸ 経営・ファンド運営に対する顧客利益の観点に基づくけん制機能の発揮が不十分なのではないか、運用ビジネスに対する親会社・グループ会社の理解・協力が不十分なのではないか ▸ 社外取締役を含むファンド運営に係る会議体の設置は進んでいるが権限は弱く、個別ファンドを管理・検証する仕組みの構築には至っていない。運用ビジネスの理解が十分ではない親会社が資産運用業高度化の足かせになっている可能性
経営体制	▸ 顧客利益を最優先し、長期運用の視点を重視する経営体制が整備できていないのではないか ▸ グループ外から資産運用業務の経験豊富な人材を運用子会社の経営トップに招聘（しょうへい）する社がある一方で、従来のグループ内の順送り人事により、運用ビジネスの経験等が乏しい人材が経営陣に選任されている社も存在
目指す姿・強み	▸ 運用会社としての目指す姿や強みが明確化されておらず、その実現に向けた取組みが進んでいないのではないか ▸ グループ販売会社を中心に販売を重視したビジネスモデル（A）から自社の強みを確立し、顧客の多様なニーズに対応するために必要な運用力や商品組成力を備えるソリューション・プロバイダー（B）を目指す動きが見られるも、何を強みとして顧客の期待に応えていくのか必ずしも明確化されていない傾向
業務運営体制	▸ 顧客利益最優先・運用重視の視点を持ち、目指す姿や強みを実現するための業務運営が実現できていないのではないか ▸ 運用会社独自の人事・報酬制度導入の動きが見られるも、顧客本位の商品組成やパフォーマンス確保のさらなる取組みを期待

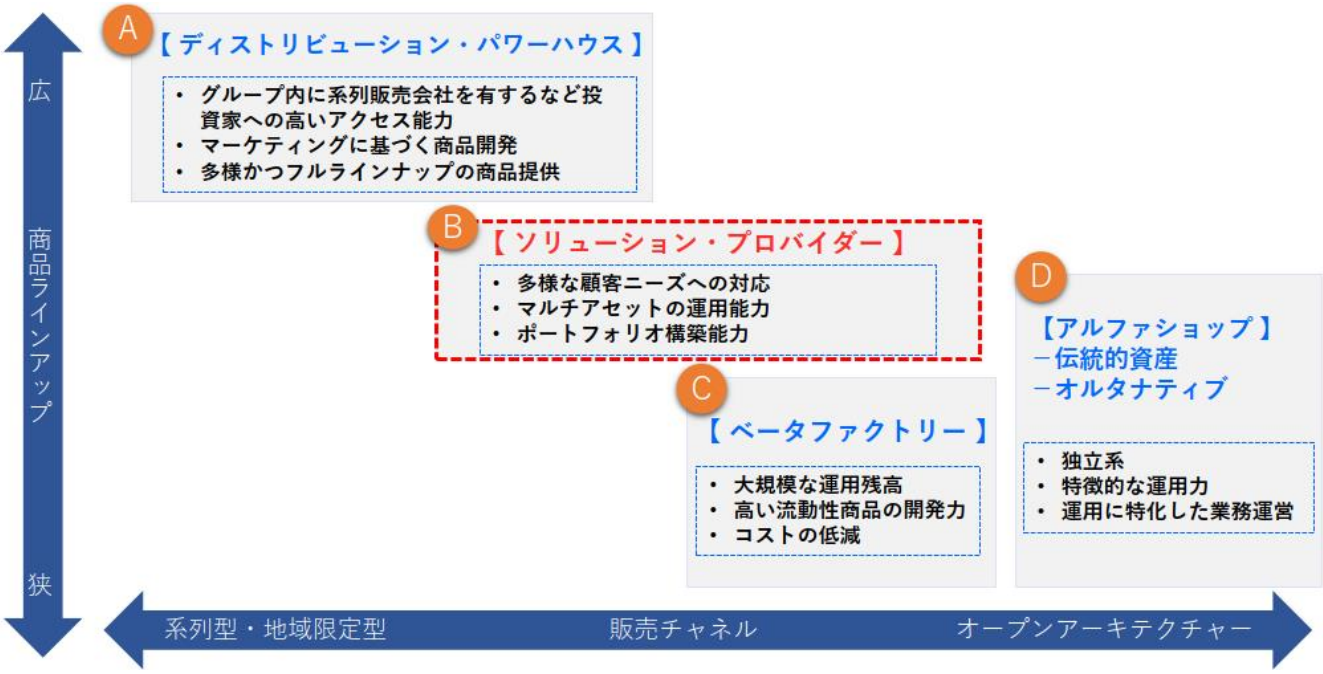

出典）金融庁「資産運用業高度化プログレスレポート2020」24ページ

対応の方向性

国内資産運用会社及び資産運用会社がグループに属する場合	経営陣と以下について継続的な対話 ▸ 顧客利益を最優先するガバナンスの確立と機能発揮 ▸ 資産運用ビジネスに知見のある経営陣による顧客利益最優先・長期視点での運用を重視した経営を行うための経営体制 ▸ 目指す姿・強みの明確化と、その実現に向けた具体的な取組みの推進 ▸ 役職員の評価・報酬制度や商品組成を含むプロダクトガバナンス、ファンドの運営管理等に係る業務運営体制の構築・改善
良好なパフォーマンスを実現している独立系等の特徴ある資産運用会社	▸ パフォーマンスの要因や持続可能性についての対話
その他	▸ 機関投資家向けの私募投信や一任運用の状況調査・分析・公表及び公募投信のパフォーマンスの「見える化」並びに新規参入の促進策等を推進

【EY Viewpoint】

金融行政の目標である企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指していくにあたって資産運用会社の役割は極めて重要であると考えられます。

資産運用会社には、顧客本位の商品提供の徹底及び運用力の強化が期待されます。

新型コロナウイルス感染症の流行が社会・経済に大きな影響を与え、今後の金融市場や資産運用ビジネスのあり方にも大きな影響を及ぼしていくことも考えられることから、引き続き、留意が必要です。

金融規制
Financial Regulation Update — 日本

【金融庁】『「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況（令和2年3月末時点）』を公表

概要

金融庁は2020年5月28日、『「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況について（令和2年3月末時点）』を公表しました。

2020年3月末までの「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況を金融庁が取りまとめ、分析を実施しています。

主な内容

1.「原則」の採択・KPIの公表状況

「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」という。）の公表から3年間（2020年3月まで）で「原則」を採択し**取組方針を公表した金融事業者**（以下「事業者」という。）は**1,925社**（2019年3月末比306社増加）でした。うち**990社（同477社増加）**が**「自主的なKPI」を**、**380社（同256社増加）**が「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」（以下「共通KPI」という。）**を公表**しています。

「原則」採択事業者に占める自主的なKPI公表事業者の割合が、**61%**と2019年3月末に比べ22%増加しました。

▶ 「原則」採択事業者数及び自主的なKPI・共通KPI公表事業者数

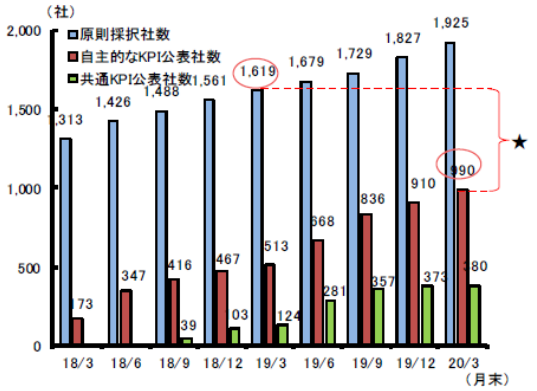

（注1）「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している事業者を集計
（注2）「共通KPI」公表社数は、3指標の共通KPIのうち、1指標以上公表している事業者を集計
（注3）★は、「原則」採択から1年経過しても取組成果未公表の事業者（「原則」採択の目的化懸念）
（資料）金融庁

▶ 「原則」採択事業者数の推移（業態別）

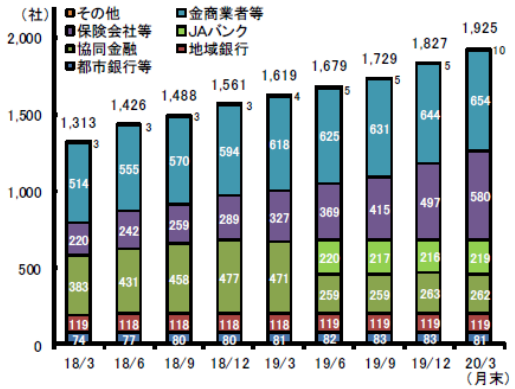

（注1）都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。保険会社には、少額短期保険業者、保険仲立人、保険代理店、生命保険募集人を含む。協同金融は、協同組織金融機関等。金商業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
（資料）金融庁

▶ 自主的なKPI及び共通KPI公表事業者（業態別）

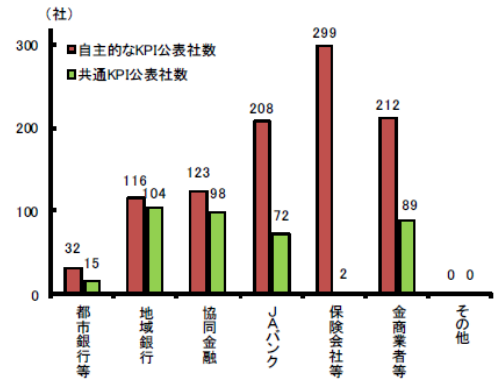

（注1）20年3月末時点
（注2）都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。保険会社には、少額短期保険業者、保険仲立人、保険代理店、生命保険募集人を含む。協同金融は、協同組織金融機関等。金商業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
（注3）JAバンクは、JAバンク全体の共通KPIを公表している先（45）、所在する府県単位の数値を公表している先（90）、個別JA単位の数値を公表している先（72）と、公表単位に違いがあり。共通KPIの公表事業者としては、個別JA単位での公表先のみを集計し、JAバンク全体や所在する府県単位の数値を公表している先は、自主的なKPI公表事業者に含める
（資料）金融庁

出典）金融庁『「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況』1ページ

2. 共通KPI

（1） 運用損益別顧客比率*

20年3月末時点で、19年3月末基準の運用損益率0%以上の顧客比率（単純平均）は、**全業態平均で66%**（307社平均）と、**前年と比較して12%上昇しています**。ボリュームゾーンは、△10%以上0%未満（18年3月末基準）から、0%以上+10%未満（19年3月末基準）へシフトしました（前回報告時と同様）。業態別では、対面証券や地域銀行対比、**投資運用会社や協同金融が良好な水準**です。

* 投資信託を保有している顧客に投資信託を保有している顧客について、基準日時点の保有投資信託に係る購入時以降の累積の運用損益（手数料控除後）を算出し、運用損益別に顧客比率を示した指標

▶ **投資信託の運用損益別顧客比率（全公表事業者の単純平均）**

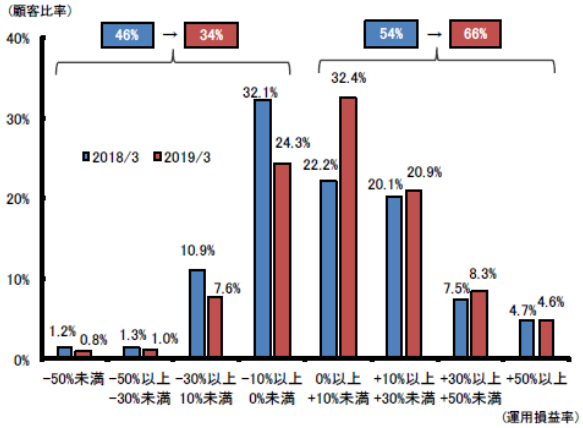

（注1） 18年3月末基準は、20年3月末までに金融庁に報告があった金融事業者（140先）の公表データを集計（単純平均）
19年3月末基準は、20年3月末までに金融庁に報告があった金融事業者（307先）の公表データを集計（単純平均）
（注2） JAバンクは全国ベースの数値を計上
（資料）金融庁

▶ **投資信託の運用損益別顧客比率（業態別の単純平均）**

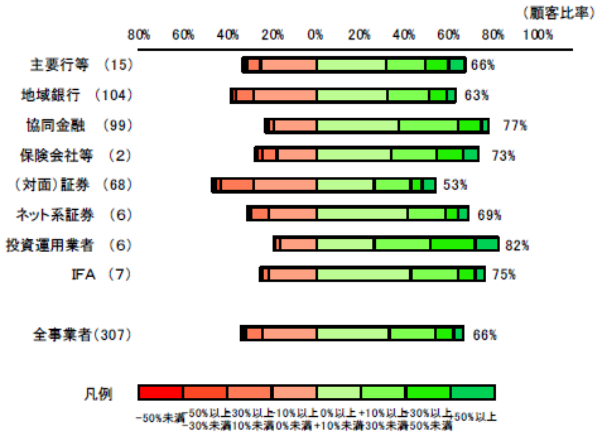

（注1） 基準日19年3月末。20年3月末までに金融庁に報告があった金融事業者（307先）の公表データを集計（単純平均）
（注2） 各業態の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合（小数点以下四捨五入）
（注3） 各業態の右側の（ ）内数値は、公表先数
（注4） 協同金融にJAバンクを含む
（資料）金融庁

出典）金融庁『「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況』2ページ

（2）預り残高上位20銘柄のコスト・リターン／リスク・リターン

コスト・リターン／リスク・リターンの業態別傾向は前回報告時から変わりませんでした。ネット系証券や投信会社では、**低コスト・高リスクで高リターンを**、**協同金融**では、**低コスト・低リスクで全業態平均的なリターン**を確保しています。

▶ **投資信託のコスト・リターン（全公表事業者）**

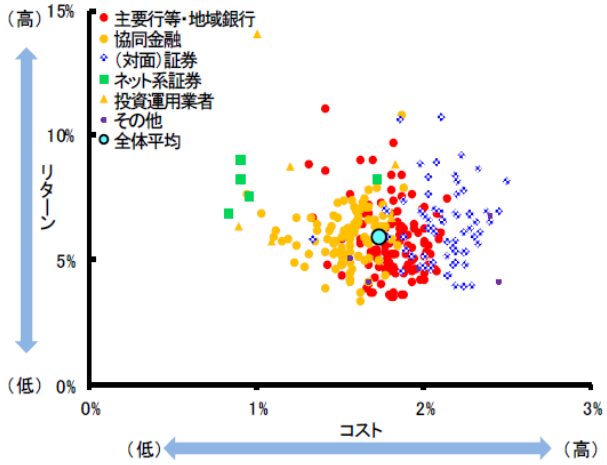

（注1）基準日は19年3月末
（注2）20年3月末時点で金融庁に報告があった金融事業者（300先）の公表データを集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む
（注3）コストは、販売手数料率（税込）の1/5と信託報酬率（税込）の合計値。リターンは、過去5年間のトータルリターン（年率換算）
（資料）金融庁

▶ **投資信託のリスク・リターン（全公表事業者）**

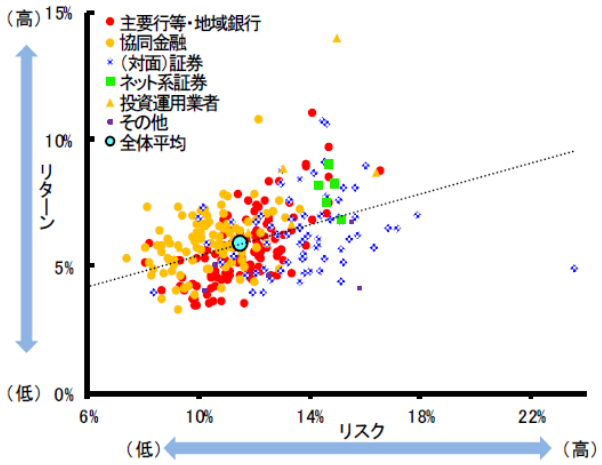

（注1）基準日は19年3月末
（注2）20年3月末時点で金融庁に報告があった金融事業者（299先）の公表データを集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む
（注3）リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差（年率換算）。リターンは、過去5年間のトータルリターン（年率換算）
（注4）図の点線は回帰直線
（資料）金融庁

出典）金融庁『「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況』3ページ

【EY Viewpoint】

金融庁は、原則の採択・取組方針の公表や投資信託の販売会社における自主的なKPI及び共通KPIの公表事例はいずれも引き続き増加していると指摘しています。

金融庁は引き続き、取組方針を公表している事業者のうち、一定期間経過後も取組成果未公表の事業者においては、速やかな公表を求めていくものと考えられます。

なお、販売会社における共通KPIについては、時系列で公表することと定めていることから、すでに平成30年3月末基準や平成31年3月末基準の共通KPI公表事業者で、令和2年3月末基準を新たに公表する場合には、これら過去2年分についても併せて掲載するよう、本報告の公表に際して改めて注意喚起されています。

資産運用業者の運用パフォーマンスを示す代表的な指標（KPI）についても委託調査が行われており、今後の動向に注視が必要です。

会計
Accounting Update — 日本

【投資信託協会】『「基準価額算出に係る実務者検討報告書」に係る一者計算の実施報告書』を公表

概要

投資信託協会は2020年7月16日、『「基準価額算出に係る実務者検討報告書」に係る一者計算の実施報告書』を公表しました。

主な内容

1. 経緯

投資信託協会では、2018年12月に「基準価額算出に係る実務者検討委員会」を設置し、一者による基準価額算出を採用する場合における基準価額の正確性及び計算プロセスの公正性を確保するための方策及び態勢の構築等について、実務面からの検討が行われてきました。

本委員会の検討後、2019年9月19日に「基準価額算出に係る実務者検討委員会報告書」を公表し、同報告書では、『本報告書の公表後、一者による基準価額の算出態勢構築に向け、提示した事例に沿った実務上の協議を一定期間実施します。本委員会は、その協議内容の公表を通じて、実務プロセスの報告を行う考えである。』としていました。

本報告書は、これに基づき、本委員会委員の一部の委託会社・受託銀行が、委員会報告書に提示した事例に沿った一部の商品カテゴリーを特定した導入や、基準価額のみの照合を行いながら実務上の協議を一定期間実施し、その結果及び課題等について報告書としてとりまとめたものです。

2. 取組み事例

本報告書では、委員会委員の委託会社及び受託銀行において試験的に実施された、以下のような取組み事例について紹介されています。

（1）受託銀行による一者計算の実施

（2）基準価額のみの照合

（3）委託会社による検討継続及びプロジェクト

① 計算会社による一元化の検討

② 海外本社仕様と同様の一者計算に向けた検討

取組み事例の紹介

1. 受託銀行による一者計算の実施の事例

一者計算の実施の是非及び実施する場合のけん制態勢等のスキームは、各社の判断に委ねられたところ、ある委託会社及び受託銀行では、ファンドの運営コストを低減する等の観点から、受託銀行による一者計算を導入しました。

プロセスの概要は以下のとおりです。

（1）一者計算検討の前提

当該受託銀行では、一者計算導入にあたり、従来の二者計算態勢及び委託会社のニーズを次のように評価しました。こうしたニーズを踏まえ、受託銀行による一者計算を導入しました。

- 従来の二者計算は、運用者へのけん制による受益者保護、正確性確保、低廉な投資信託のコストを実現してきた。
- 委託会社には計算事務のアウトソースニーズがある。
- 特に外資系委託会社は、基準価額の計算事務に加えて、法定帳簿の作成等、さまざまな業務を効率化・低コスト化し、運用特化できる環境を求めている。

（2）業務フロー

当該受託銀行にて行われた一元化の業務フローは以下のとおりです。

- 委託会社が受託銀行に運用指図を行い、受託銀行は基準価額を算出する。
- 受託銀行は委託会社に基準価額の妥当性を検証するための資料を提供する。
- 委託会社は基準価額の妥当性を検証・承認した上で、販売会社・新聞社に提供する。
- 受託銀行は委託会社に、基準価額、付随する計理データ、投信法上の法定帳簿を提供する。

（3）スキームのポイント

当該スキームのポイントは、正確性及び運用者へのけん制機能を確保しつつ、委託会社の業務負担軽減・コスト低減を図ることができる次の点です。

- **コスト削減** — 基準価額及び付随する計理データを、受託銀行が委託会社に供することで、委託会社は人員・システムのコスト削減が可能。
- **正確性の確保** — 受託銀行が基準価額の妥当性検証資料を提供し、委託会社が検証・承認することで一定の正確性確保が可能。
- **委託会社へのけん制機能** — 基準価額計算は受託銀行が行うため、運用者へのけん制機能が確保。
- **運用に特化できる環境づくり** — 委託会社は不要となったリソースを運用に集約することが可能。
- **グローバルスタンダードへの対応** — 運用者以外のアドミニストレーターが基準価額を算出するグローバルスタンダードと整合的となる。

（4） 対象ファンド

第1号ファンドとして、外貨建て国内籍私募投信を選定しました。

（5） 受託銀行による一者計算の拡大に向けた今後の取組みと課題

当該受託銀行は、今後、現行の二者計算・委託代行スキームは、引き続き主要なスキームとして安定運営に努め、その上で、新規参入者のオプションとして、受託銀行による一者計算も提供していく意向です。

なお、先行導入を実施した当該受託銀行では、課題として次の点を挙げています。

- 正確性のさらなる向上のための妥当性検証の在り方
- 対象拡大を見据えたシステム構築
- ファンド監査への対応

2. 基準価額のみの照合の事例：一者計算へ向けた試験実施

ある委託会社では、一者による基準価額算出に向けての段階的な対応として、現行実務の堅確性を保持しつつ、効率的な実務運営を取り入れる観点により、委託会社と受託銀行の間で、基準価額の一致をもって照合完了とする基準価額のみの照合プロセス（以下「当該プロセス」という。）を実施しました（現行は日々純資産総額の照合まで実施）。

- プロセスの概要は以下のとおりです。

（1） 正確性・公正性確保のための態勢

① 委員会報告書記載の委託会社と計算会社の協働態勢、モニタリング態勢等	▸ サービス・レベル・アグリーメント（SLA）の締結 ▸ プライス・ソース・アグリーメントの実施 ▸ 基準価額変動チェック ▸ 委託会社による計算会社（=受任会社）に対するモニタリング態勢の整備
② 委員会報告書記載の受託銀行による委託会社に対するけん制について	▸ 受託銀行による委託会社に対するけん制 ▸ 受託銀行による委託会社に対するモニタリング

（2） 実施状況及び不一致内容の分析

（1）の態勢をもって当該プロセスを実施したところ、3カ月の間に発生した不一致件数は16件（うち受託銀行修正7件、受任会社修正9件）であり、純資産総額不一致のまま照合終了したケースはゼロでした。実質的には①先物約定、②過去約定の修正の事象に関して不一致が発生しました。

（3）当該プロセス実施に対する評価

当該委託会社による当該プロセス実施に対する評価は、次のとおりです。

① 当該プロセスの目的達成の観点	▸ 当該プロセスは、一者計算態勢構築に向けたファースト・ステップであり、問題点を洗い出し本質的なけん制方法を検討・模索することを目的として提案・実施されたものである。 ▸ その目的にかなったデータ収集ができていると考えられる。
② 受託銀行の公平性・正確性について	▸ 全体的には、受託銀行における計算の正確性が際立っていた。 ▸ 今回発生した不一致についても、先物約定処理方法の改善と特殊事例処理方法の周知徹底により、改善が見込まれる。
③ 委託会社の基準価額変動チェックについて	▸ 受任会社が基準価額検証用データを提供できるツールを開発したことにより、委託各社が個別にシステム開発しなくても、同様レベルのチェックが可能となった。
④ 基準価額の合致時刻及び公表時刻について	▸ 基準価額の合致時刻及び公表時刻については、当該プロセス開始の前後で大きな変動はみられていない。
⑤ 問題点	▸ 当該プロセスは、一者計算に向けてのステップとして評価できる点が多々ある一方で、当該プロセスのみを切り取った場合にその意義を見いだしづらいということが懸念される。
⑥ コスト削減効果	▸ 一者計算の効果の一つに、委託会社のコスト削減が挙げられる。 ▸ シェアの大きな日系委託会社であれば、10億円単位でコスト削減効果が見込まれる。

（4）課題

当該プロセスを実施した当該委託会社では、課題として次の点を挙げています。

- 法定帳簿の保管主体が受託銀行で問題はないか。
- 受託銀行による、プライス・ソース・アグリーメントに基づく時価独自取得のプロセスを構築できないか。
- 追加・解約、受益権発行にかかる事務フローには、委託会社がそのプロセスに入る点を、受託銀行中心のプロセスへの変更は可能か。
- 委託会社が計算システムを使用しなくなった場合には、当該計算システムにより保持していたデータ及びデータ伝達のフローが失われるため、代替的な方法を構築する必要がある。

課題

上記の一者計算の取組みを通じ、以下の法令解釈の問題や実務上の課題が提示されています。

(1) 一者計算を促進する上での課題	▸ **委託会社作成の開示に係る元データ取得と蓄積** 委託会社が自社内に計算システムを持たない場合は、委託会社が、開示資料を作成するために受託銀行や計算会社のデータを取得し、蓄積する仕組みが必要です。
	▸ **計算主体の役割と責任に係る開示方法** 今後、受託銀行による一者計算あるいは委託会社から計算を外部委託された計算会社による一者計算が進む場合、計算主体の役割と責任の明確化が必要です。
	▸ **法定帳簿の作成及び保存に関する解釈** 受託銀行による一者計算の場合、委託会社が自社内に計算システムを持たないが、法令上の義務は委託会社が負うため、例えば、そのデータを委託会社が即座に取り出せる等の態勢を整えることが望ましいと言えます。
	▸ **受託銀行の善管注意義務に係る考え方** 計算会社による一者計算においては、受託銀行が計算を行わずに委託会社による計算会社の計算に依拠することが可能であるかどうか、問題提起がされました。 ▸ **ファンド監査** ファンドの財務諸表監査の観点から主に以下の点の提言がなされました。 a. 日々の基準価額照合に代替する内部統制についての委託会社との対応に関する議論の必要性。 b. 特に、委託会社が純資産計算を行うケースにおいて、不正リスクの低減が図られない場合における追加的実証手続の必要性。 c. 委託会社が第三者に委託する業務に係る内部統制保証報告書の発行頻度の増加や追加的な監査手続の立案・実施の必要性。 d. 資産の実在性に関して、受託銀行の内部統制を理解・評価・検証する等の追加的な監査手続についての受託銀行との対応の議論の必要性。
(2) 付随する課題	▸ 時価取得主体—計算会社あるいは受託銀行による独自取得 ▸ 追加・解約—受益権発行に係る事務フローに係る問題点の整理

【EY Viewpoint】

これまで実務慣行として行われてきた二者計算を前提とした基準価額照合の手続は、不正及び誤謬リスクを低減させる統制として大きな役割を果たしてきたものと考えられます。一者計算への移行にあたり、基準価額算出の正確性及び公正性に関して従来と同様の要求水準を満たしていくためには、相応の代替する内部統制やガバナンスを構築する必要があるものと考えられます。

一者計算への移行にあたっては、ファンド監査のアプローチの変更や監査手続の追加が必要となる可能性があり、関係各社との対応の協議が必要であると考えられます。

本報告書において提起されたさまざまな課題については、今後、委託会社、受託銀行、関係団体における一層の取組みや相互連携の中で解決がなされていくことが望まれます。

EY Wealth & Asset Management Thought Leadership

GDPR（EU一般データ保護規則）が資産運用業に与える影響

GDPRへの対応は単なるコンプライアンス遵守ではありません。この規則への対応は、会社の従業員、顧客、投資家、レピュテーションという会社の最も価値のある財産を守るためのデータ保護プロセスのベストプラクティスを導入する機会でもあります。本記事では、GDPRがアセットマネジャーに与える影響等をまとめていますので、是非ご一読ください。

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

【Facebook】
https://www.facebook.com/EYJapanOfficial/

【Twitter】
https://twitter.com/Japan_EY

【LinkedIn】
https://www.linkedin.com/company/ernstandyoung/ *

【YouTube】
https://www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw

*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください

E-mail: ey.wam.viewpoints@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

shinnihon.or.jp